令和８年（フ）第２２９７号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地１棟1418号
債務者　荒岡　鉄夫
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４４号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷222番地６　本多アパート101
債務者　坂本さつき
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７０号
山形市山家町２丁目１番57号　メゾンＴＡＫＥ・１　203号
債務者　仲川　美咲
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２６号
岡山県笠岡市関戸352番地７
債務者　長尾　一成
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２２４号
岡山県井原市芳井町吉井174番地
債務者　大塚　泰子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６２号
岡山県倉敷市連島中央１丁目12番12号　６号
債務者　森山　廣志
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
岡山県倉敷市玉島乙島6667番地11
債務者　中原　由紀
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４６９号
埼玉県蕨市北町１丁目19番20号　フロントピア蕨205号
債務者　金井　基彰こと　金　　相祚
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６４９号
愛知県岡崎市六供町字３丁目44番地、旧住所愛知県岡崎市真伝吉祥１丁目30番地２
債務者　鶴田　一志
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９５号
愛知県西尾市一色町酒手島西中通59番地３、旧住所愛知県西尾市吉良町吉田斉藤久25番地　ＧｒｅｅｎＶｉｌｌａｇｅ　ＫｉｒａＢ103
債務者　新冨　春香
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９６号
愛知県西尾市一色町酒手島西中通59番地３、旧住所愛知県西尾市吉良町吉田斉藤久25番地　ＧｒｅｅｎＶｉｌｌａｇｅ　ＫｉｒａＢ103
債務者　新冨　良磨
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９７号
愛知県刈谷市新富町２丁目31番地１　ＳＯＣＩＯ刈谷新富町211号、前住所愛知県刈谷市泉田町城前68番地１　ティアラ城前102号
債務者　高橋　展士
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３９８号
愛知県高浜市湯山町四丁目７番地２（県営葭池住宅９棟707号）
債務者　畠井　夕子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４３５号
愛知県豊田市朝日ケ丘３丁目５番地３　レオパレスウイング朝日ケ丘102号、旧住所愛知県田原市浦町南松崎７番地　第６田原寮
債務者　橘　　数馬
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４５５号
愛知県岡崎市大和町字牧内23番地１　スイーツガーデン　203
債務者　西谷　麗花
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１４８７号
さいたま市緑区原山４丁目26番16号　サンライズ原山301号室、旧住所さいたま市緑区原山４丁目33番37号　篠原ハイツ101号室
債務者　山本　美花
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４８８号
さいたま市中央区大字下落合1652番地13　アービス与野302号
債務者　櫻本まひる
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係